

パブリックコメントで頂いたご意見の概要及び回答

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	現在、育成就労や特定技能制度は労働者としての受入れに重点を置 いていますが、家族帯同や短期滞在者の不法残留といった制度外の 受入れについては手付かずです。そのため、現場運用において規制 が追いつかず、形骸化する可能性があります。	いただいたご意見は今後の検討・立案の参考にさせていただき、関 係省庁と連携の上、制度の適正な運用に努めてまいります。
2	外国人労働職種の拡大に伴い、受け入れ事業者の認定条件付けを行 うようですが、くれぐれも、労働者に酷い扱いをする様な企業が選ば れない様に、注意を払って頂きたいです。	いただいたご意見は今後の検討・立案の参考にさせていただき、関 係省庁と連携の上、制度の適正な運用に努めてまいります。
3	本告示案による資源循環分野への育成就労制度の適用、および将来 的な特定技能（定住）への道筋を固定化することに強く反対しま す。公共性の極めて高い廃棄物処理・リサイクル業務を、安易な外 国人労働力確保の手段とすべきではありません。 【具体的な反対理由】 1.業務の公共性と責任所在の不透明化 再委託先を含めた広範な受け入れは、責任の所在を曖昧にし、万が 一の不法行為や管理不足が発生した際の治安・環境リスクを増大さ せます。 2.実質的な「定住（移民）」への移行に対する懸念 育成就労制度は特定技能制度への円滑な移行を前提としており、こ れは将来的な家族帯同や永住を可能にする実質的な移民政策です。 3.日本人の雇用改善と技術革新の阻害 安価な労働力に依存する本基準案は、業界の健全な近代化と日本人 の所得向上を妨げるものです。 4.協議会による独占的運用のリスク 本案は「分野別協議会による優良機関認証」を受け入れの条件とし ています。特定の団体に強い権限を与える仕組みは、運用の不透明 化や利権化を招きやすく、国民に対する十分な説明責任が果たせる とは到底思えません。	資源循環分野では、適正な事業者のみが受入れられるようにするた め、協議会が立入検査等により定期的な確認を行います。 資源循環分野では育成就労及び特定技能1号での受入れを行いま すが、家族帯同は認められておりません。 育成就労外国人の待遇は日本人と同等以上の報酬の支払いが「特定 技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の 適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」で定めら れております。 協議会の運営が不透明なものとならないよう、協議会に関する規程 等は、業界団体等とも調整のうえで定め、公表いたします。 関係省庁と連携の上、制度の適正な運用に努めてまいります。
4	育成就労制度の導入には反対です。 人手不足を理由に外国人受け入れを拡大するのは、本質的な解決と は言えません。問題の根本は、低賃金や厳しい労働環境にあり、本 来はそこを改善すべきです。	生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人手が不足 している分野において、特定技能1号の技能水準の人材を育成する こと及び人材を確保することを目的としております。 いただいたご意見は今後の検討・立案の参考にさせていただき、関 係省庁と連携の上、制度の適正な運用に努めてまいります。
5	「必要な協力」はどのような協力かを明確にされたい。また、「必 要な協力」は任意協力なのか、法律で義務付けられている強制協力 なのかを明確にされたい。「必要な協力」が任意の行政指導であれ ば、「必要な協力」を行わないだけで本邦の公私の機関が基準に満 たせず契約できないことは不利益な取扱いといわなければならない （「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いを してはならない」（行政手続法第32条2項））。 また、分野別協議会による認証を受ける要件について、分野別協議 会が恣意的に審査基準を定めることができるのではないか。	「必要な協力」とは、例えば協議会として行う調査等（優良事例の 収集に係る調査、協議会が行う事業者向けのアンケートなど）を想 定しております。この協力は、育成就労法の規定に基づき、適正な 育成就労を行わせる体制を確保するために、申請者が適合しなけれ ばならない基準として、必要な調査等に協力することとしているこ となどを定めるものであることから、行政手続法第32条第2項に 反するものではありません。また協議会による認証の基準について は、業界団体等とも調整のうえ設定し、事前に公表いたします。
6	委託を受けた者を対象に含む場合は、まとめて規定すべきではない か。	御意見を踏まえ、修正いたします。

(他に本件とは関係ない御意見が2件ありました。)